

用地補償総合技術業務費積算基準 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)																		
第1 (略) 第2 積算基準 1 及び2 (略) 3 業務費の積算 (1) (略) (2) 各構成費目の積算 1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、権利者の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明を含む。）、移転履行状況等の確認及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1 及び表2 の区分によるものとする。 なお、表2 の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。 表1 (略) 表2 <table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th><th>補正率</th></tr><tr><td>B－イ</td><td>(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。</td><td>0.30</td></tr><tr><td>B－ロ</td><td>(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1 名とする。</td><td>0.50</td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	補正率	B－イ	(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。	0.30	B－ロ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1 名とする。	0.50	第1 (略) 第2 積算基準 1 及び2 (略) 3 業務費の積算 (1) (略) (2) 各構成費目の積算 1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、関係権利者の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明）、移転履行状況等の確認及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1 及び表2 の区分によるものとする。 なお、表2 の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。 表1 (略) 表2 <table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th><th>補正率</th></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>B－イ</td><td>(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1 名とする。</td><td>0.50</td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	補正率	(新設)	(新設)	(新設)	B－イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1 名とする。	0.50
区 分	判 断 基 準	補正率																	
B－イ	(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。	0.30																	
B－ロ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1 名とする。	0.50																	
区 分	判 断 基 準	補正率																	
(新設)	(新設)	(新設)																	
B－イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1 名とする。	0.50																	

<u>Bーハ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
<u>Bーニ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00
<u>Bーホ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分についてはBーイの補正率を適用せず、Bーロ～ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはBーイの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはBーロ～ホのいずれかの補正率を適用するものとする。

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			(削除)	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時		
打合せ協議	業 務	—	技 師 長 技 師 C	<u>0.38</u>	<u>0.28</u>	<u>0.24</u>	(削除)	中間打合せ
				<u>0.23</u>	<u>0.17</u>	<u>0.14</u>	(削除)	1回当たり

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

<u>Bーロ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
<u>Bーハ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00
<u>Bーニ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

(新設)

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			<u>計</u>	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時		
打合せ協議	業 務	—	技 師 長 技 師 C	<u>0.36</u>	<u>0.72</u>	<u>0.36</u>	<u>1.44人</u>	(新設)
				<u>0.18</u>	<u>0.36</u>	<u>0.18</u>	<u>0.72人</u>	

(新設)

注2 中間打合せの回数は、1月当たり1回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、主任若しくは一般監督員と、管理技術者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

注4 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

② 作業計画の策定 (略)

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則1業務1回とし、表5により行うものとする。

表5

種 目	単位	区 分	職 種	外 業	計	備 考
現地踏査	回	—	技 師 長 技 師 C	1.18人 1.18人	1.18人 1.18人	

注1 以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。

- ・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。
- ・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。

注2 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

注1 打合せ協議の中間打合せ回数は、1業務当たり2回を標準としている。

(新設)

注2 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

② 作業計画の策定 (略)

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、表5により行うものとする。

表5

種 目	単位	区 分	職 種	外 業	(新設)	備 考
現地踏査	業務	—	技 師 長 技 師 C	1.08人 1.08人	(新設) (新設)	

(新設)

注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	<u>0.43</u> <u>0.43</u>	<u>0.64</u> <u>0.64</u>	<u>1.07人</u> <u>1.07人</u>	

(区分B)

表7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	<u>B-ニ</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.07</u> <u>0.07</u>	<u>0.09</u> <u>0.04</u>	<u>0.16人</u> <u>0.11人</u>	

注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正行うものとする。

⑤ 権利者の特定

権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数

表8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
<u>権利者</u> の特定	権利者	—	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.03</u> <u>0.03</u>	<u>0.03人</u> <u>0.03人</u>	

注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について

(区分A)

表6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	<u>0.54</u> <u>0.54</u>	<u>0.81</u> <u>0.81</u>	<u>1.35人</u> <u>1.35人</u>	

(区分B)

表7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	<u>B-ハ</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.08</u> <u>0.08</u>	<u>0.12</u> <u>0.06</u>	<u>0.20人</u> <u>0.14人</u>	

(新設)

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正行うものとする。

⑤ 関係権利者の特定

関係権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数

表8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
<u>関係権利者</u> の特定	権利者		技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.02</u> <u>0.02</u>	<u>0.02人</u> <u>0.02人</u>	

(新設)

権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注 2 権利者の特定は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑥ 補償額算定書の照合 (略)

⑥-1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表 9-1-1 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-1-2 により行うものとする。

表 9-1-1 (略)

表 9-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.59</u>	<u>0.59人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.41</u>	<u>0.41人</u>	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	<u>0.15</u>	<u>0.15人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.85</u>	<u>0.85人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.15</u>	<u>0.15人</u>	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.47</u>	<u>0.47人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	

注 (略)

表 9-1-3 (略)

⑥-2 (略)

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表 9-3-1 の構造別区分及

注 関係権利者の特定は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑥ 補償額算定書の照合 (略)

⑥-1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表 9-1-1 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-1-2 により行うものとする。

表 9-1-1 (略)

表 9-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.65</u>	<u>0.65人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.37</u>	<u>0.37人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>	

注 (略)

表 9-1-3 (略)

⑥-2 (略)

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表 9-3-1 の構造別区分及

び表 9-3-2 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-3-3 により行うものとする。

表 9-3-1・表 9-3-2 (略)

構造計算を行わない場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.35</u>	<u>0.35人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 B	—	<u>2.04</u>	<u>2.04人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.57</u>	<u>0.57人</u>	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.34</u>	<u>0.34人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.67</u>	<u>1.67人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.65</u>	<u>0.65人</u>	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.31</u>	<u>0.31人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.81</u>	<u>1.81人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.66</u>	<u>0.66人</u>	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	0.14	0.14人	同 上
			技 師 B	—	<u>0.91</u>	<u>0.91人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	

構造計算を行う場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.35</u>	<u>0.35人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 A	—	5.47	5.47人	
			技 師 B	—	<u>2.04</u>	<u>2.04人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.57</u>	<u>0.57人</u>	

び表 9-3-2 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-3-3 により行うものとする。

表 9-3-1・表 9-3-2 (略)

構造計算を行わない場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 B	—	<u>2.11</u>	<u>2.11人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.69</u>	<u>1.69人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.89</u>	<u>1.89人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長	—	0.14	0.14人	同 上
			技 師 B	—	<u>0.75</u>	<u>0.75人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	

構造計算を行う場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 A	—	5.47	5.47人	
			技 師 B	—	<u>2.11</u>	<u>2.11人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	

非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B 技 師 C	— — — —	<u>0.34</u> <u>4.69</u> <u>1.67</u> <u>0.65</u>	<u>0.34人</u> <u>4.69人</u> <u>1.67人</u> <u>0.65人</u>	同 上
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B 技 師 C	— — — —	<u>0.31</u> <u>3.49</u> <u>1.81</u> <u>0.66</u>	<u>0.31人</u> <u>3.49人</u> <u>1.81人</u> <u>0.66人</u>	同 上
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B 技 師 C	— — — —	0.14 <u>0.94</u> <u>0.91</u> <u>0.14</u>	0.14人 <u>0.94人</u> <u>0.91人</u> <u>0.14人</u>	同 上

注 (略)

表 9－3－4 (略)

⑥－4 (略)

⑥－5 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表 9－5－1 の区分によって行うものとする。

表 9－5－1 (略)

各区分の直接人件費の積算は、表 9－5－2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

イ・ロ (略)

非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B 技 師 C	— — — —	<u>0.28</u> <u>4.68</u> <u>1.69</u> <u>0.46</u>	<u>0.28人</u> <u>4.68人</u> <u>1.69人</u> <u>0.46人</u>	同 上
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B 技 師 C	— — — —	<u>0.28</u> <u>3.48</u> <u>1.89</u> <u>0.46</u>	<u>0.28人</u> <u>3.48人</u> <u>1.89人</u> <u>0.46人</u>	同 上
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B 技 師 C	— — — —	0.14 <u>0.93</u> <u>0.75</u> <u>0.28</u>	0.14人 <u>0.93人</u> <u>0.75人</u> <u>0.28人</u>	同 上

注 (略)

表 9－3－4 (略)

⑥－4 (略)

⑥－5 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表 9－5－1 の区分によって行うものとする。

表 9－5－1 (略)

各区分の直接人件費の積算は、表 9－5－2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

イ・ロ (略)

表 9－5－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備 A	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.17</u>	<u>0.17人</u>	
		100㎡以上	技 師 A	－	<u>0.37</u>	<u>0.37人</u>	
		200㎡未満	技 師 B	－	<u>0.50</u>	<u>0.50人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.71</u>	<u>0.71人</u>	
		400㎡以上	技 師 A	－	<u>0.86</u>	<u>0.86人</u>	
		600㎡未満	技 師 B	－	<u>1.38</u>	<u>1.38人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.71</u>	<u>0.71人</u>	
		400㎡以上	技 師 A	－	<u>1.08</u>	<u>1.08人</u>	
		600㎡未満	技 師 B	－	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.71</u>	<u>0.71人</u>	
		400㎡以上	技 師 A	－	<u>1.25</u>	<u>1.25人</u>	
		600㎡未満	技 師 B	－	<u>1.98</u>	<u>1.98人</u>	

注 (略)

表 9－5－3 (略)

⑥－6 (略)

⑥－7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合
 附帯工作物補償額算定書の照合は、表 9－7－1 の区分によるものとし、各
 区分の直接人件費の積算は、表 9－7－2 により行うものとする。

表 9－7－1 (略)

表 9－5－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備 A	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.20</u>	<u>0.20人</u>	
		100㎡以上	技 師 A	－	<u>0.34</u>	<u>0.34人</u>	
		200㎡未満	技 師 B	－	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.70</u>	<u>0.70人</u>	
		400㎡以上	技 師 A	－	<u>0.93</u>	<u>0.93人</u>	
		600㎡未満	技 師 B	－	<u>1.25</u>	<u>1.25人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.70</u>	<u>0.70人</u>	
		400㎡以上	技 師 A	－	<u>1.17</u>	<u>1.17人</u>	
		600㎡未満	技 師 B	－	<u>1.56</u>	<u>1.56人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.70</u>	<u>0.70人</u>	
		400㎡以上	技 師 A	－	<u>1.35</u>	<u>1.35人</u>	
		600㎡未満	技 師 B	－	<u>1.79</u>	<u>1.79人</u>	

注 (略)

表 9－5－3 (略)

⑥－6 (略)

⑥－7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合
 附帯工作物補償額算定書の照合は、表 9－7－1 の区分によるものとし、各
 区分の直接人件費の積算は、表 9－7－2 により行うものとする。

表 9－7－1 (略)

表9-7-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技 師 長	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.16</u>	<u>0.16人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技 師 長	—	0.10	0.10人	
			技 師 B	—	<u>0.23</u>	<u>0.23人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.80</u>	<u>0.80人</u>	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技 師 長	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.43</u>	<u>0.43人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.06</u>	<u>1.06人</u>	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技 師 長	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.55</u>	<u>0.55人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.77</u>	<u>1.77人</u>	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技 師 長	—	<u>0.26</u>	<u>0.26人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.82</u>	<u>0.82人</u>	
			技 師 C	—	<u>2.57</u>	<u>2.57人</u>	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技 師 長	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.49</u>	<u>0.49人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.12</u>	<u>1.12人</u>	
独立工作物	箇所	—	技 師 長	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.20</u>	<u>0.20人</u>	

注1～3 (略)

表9-7-3 (略)

表9-7-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技 師 長	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.38</u>	<u>0.38人</u>	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技 師 長	—	0.10	0.10人	
			技 師 B	—	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.65</u>	<u>0.65人</u>	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技 師 長	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.32</u>	<u>0.32人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.03</u>	<u>1.03人</u>	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技 師 長	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.52</u>	<u>1.52人</u>	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技 師 長	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.65</u>	<u>0.65人</u>	
			技 師 C	—	<u>2.14</u>	<u>2.14人</u>	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技 師 長	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.27</u>	<u>1.27人</u>	
独立工作物	箇所	—	技 師 長	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.19</u>	<u>0.19人</u>	

注1～3 (略)

表9-7-3 (略)

⑥－８ 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表９－８－１の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－８－２により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表９－８－１の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥－７ 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表 9－8－1 (略)

表 9－8－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
用 材 林	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>	
薪 炭 林	1,000㎡	－	技 師 長	－	0.05	0.05人	
			技 師 C	－	<u>0.23</u>	<u>0.23人</u>	
収 穫 樹	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	釣り棚、囲障等を含む。
			技 師 C	－	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>	
竹 林	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
			技 師 C	－	0.08	0.08人	
苗 木 (植木畑)	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	囲障等を含む。
			技 師 C	－	<u>0.35</u>	<u>0.35人</u>	

注 (略)

表 9－8－3 (略)

⑥－８ 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表９－８－１の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－８－２により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表９－８－１の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥－７ 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表 9－8－1 (略)

表 9－8－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
用 材 林	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
薪 炭 林 <u>(自然生林)</u>	1,000㎡	－	技 師 長	－	0.05	0.05人	
			技 師 C	－	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>	
収 穫 樹 <u>(果実園)</u>	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	釣り棚、囲障等を含む。
			技 師 C	－	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>	
竹 林	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技 師 C	－	0.08	0.08人	
苗 木 (植木畑)	1,000㎡	－	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	囲障等を含む。
			技 師 C	－	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>	

注 (略)

表 9－8－3 (略)

⑥－ 9 (略)

⑥－ 1 0 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表 9－1 0－1 の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 9－1 0－2 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 9－1 0－1 (略)

表 9－1 0－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳 墓 A	10m ²	3画地程度	技 師 長	－	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.29</u>	<u>0.29人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
墳 墓 B	10m ²	5画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05人	
			技 師 B	－	<u>0.60</u>	<u>0.60人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
墳 墓 C	10m ²	7画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05人	
			技 師 B	－	<u>0.83</u>	<u>0.83人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	
墳 墓 D	10m ²	3～5基 (画地) 程度	技 師 長	－	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.30</u>	<u>0.30人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	

⑥－ 9 (略)

⑥－ 1 0 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表 9－1 0－1 の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 9－1 0－2 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 9－1 0－1 (略)

表 9－1 0－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳 墓 A	10m ²	3画地程度	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.37</u>	<u>0.37人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
墳 墓 B	10m ²	5画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05人	
			技 師 B	－	<u>0.62</u>	<u>0.62人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
墳 墓 C	10m ²	7画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05人	
			技 師 B	－	<u>0.87</u>	<u>0.87人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
墳 墓 D	10m ²	3～5基 (画地) 程度	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.49</u>	<u>0.49人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	

墳 墓 E	10㎡	7基 (画地) 程度	技 師 長 技 師 B 技 師 C	— — —	0.05 <u>0.84</u> <u>0.02</u>	0.05人 <u>0.84人</u> <u>0.02人</u>	
-------	-----	------------------	-------------------------	-------------	------------------------------------	---------------------------------------	--

⑥－１１ 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表９－１１により行うものとする。

表 9－1 1

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合		技 師 長	—	<u>0.25</u>	<u>0.25人</u>	
	権利者	技 師 B	—	<u>0.20</u>	<u>0.20人</u>	

⑥－１２ (略)

⑥－１３ 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１３－１により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表９－１３－２の補正を行うものとする。

表 9－1 3－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	—	技 師 長	—	<u>0.60</u>	<u>0.60人</u>	
			技 師 B	—	<u>2.75</u>	<u>2.75人</u>	
			技 師 C	—	1.69	1.69人	

注 (略)

表 9－1 3－2 (略)

墳 墓 E	10㎡	7基 (画地) 程度	技 師 長 技 師 B 技 師 C	— — —	0.05 <u>0.87</u> <u>0.07</u>	0.05人 <u>0.87人</u> <u>0.07人</u>	
-------	-----	------------------	-------------------------	-------------	------------------------------------	---------------------------------------	--

⑥－１１ 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表９－１１により行うものとする。

表 9－1 1

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合		技 師 長	—	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	
	権利者	技 師 B	—	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>	

⑥－１２ (略)

⑥－１３ 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１３－１により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表９－１３－２の補正を行うものとする。

表 9－1 3－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	—	技 師 長	—	<u>0.65</u>	<u>0.65人</u>	
			技 師 B	—	<u>2.07</u>	<u>2.07人</u>	
			技 師 C	—	1.69	1.69人	

注 (略)

表 9－1 3－2 (略)

⑥－１４ （略）

⑥－１５ 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１５－１により行うものとする。

表９－１５－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.06</u>	0.02人 <u>0.06人</u>	
同 上 農家住家	戸	—	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.03</u> <u>0.07</u>	<u>0.03人</u> <u>0.07人</u>	
同 上 店 舗	店 舗	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.03</u> 0.14	<u>0.03人</u> 0.14人	
同 上 事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.07</u>	0.02人 <u>0.07人</u>	
同 上 工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.05</u>	0.02人 <u>0.05人</u>	
同 上 倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.07</u>	0.02人 <u>0.07人</u>	

注 （略）

表９－１５－２ （略）

⑥－１６ その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１６により行うものとする。

⑥－１４ （略）

⑥－１５ 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１５－１により行うものとする。

表９－１５－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.05</u>	0.02人 <u>0.05人</u>	
同 上 農家住家	戸	—	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.02</u> <u>0.08</u>	<u>0.02人</u> <u>0.08人</u>	
同 上 店 舗	店 舗	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.02</u> 0.14	<u>0.02人</u> 0.14人	
同 上 事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.05</u>	0.02人 <u>0.05人</u>	
同 上 工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.04</u>	0.02人 <u>0.04人</u>	
同 上 倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.05</u>	0.02人 <u>0.05人</u>	

注 （略）

表９－１５－２ （略）

⑥－１６ その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１６により行うものとする。

表 9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.15</u>	0.02人 <u>0.15人</u>	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.04 <u>0.32</u>	0.04人 <u>0.32人</u>	

⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-17-1 によるものとする。

表 9-17-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技 師 長	—	<u>1.46</u>	<u>1.46人</u>	
			技 師 A	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.72</u>	<u>1.72人</u>	

注 1・2 (略)

表 9-17-2 (略)

⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-18 により行うものとする。

表 9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.14</u>	0.02人 <u>0.14人</u>	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.04 <u>0.28</u>	0.04人 <u>0.28人</u>	

⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-17-1 によるものとする。

表 9-17-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技 師 長	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	
			技 師 A	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.31</u>	<u>1.31人</u>	

注 1・2 (略)

表 9-17-2 (略)

⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-18 により行うものとする。

表 9-18

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の 照合	標準地	—	技 師 長	—	<u>0.68</u>	<u>0.68人</u>	
			技 師 A	—	<u>0.99</u>	<u>0.99人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.99</u>	<u>0.99人</u>	

注 (略)

⑥-19 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-19 によるものとする。

表 9-19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額 の照合	画地	—	技 師 長	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技 師 A	—	0.04	0.04人	
			技 師 C	—	0.04	0.04人	

注 (略)

⑥-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-20 により行うものとする。

表 9-20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額 の照合	画地	—	技 師 長	—	<u>0.03</u>	<u>0.03人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.01</u>	<u>0.01人</u>	

注 (略)

表 9-18

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の 照合	標準地	—	技 師 長	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>	
			技 師 A	—	<u>1.17</u>	<u>1.17人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.17</u>	<u>1.17人</u>	

注 (略)

⑥-19 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-19 によるものとする。

表 9-19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額 の照合	画地	—	技 師 長	—	<u>0.01</u>	<u>0.01人</u>	
			技 師 A	—	0.04	0.04人	
			技 師 C	—	0.04	0.04人	

注 (略)

⑥-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-20 により行うものとする。

表 9-20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額 の照合	画地	—	技 師 長	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	

注 (略)

⑥－２１ 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表 9－２１により行うものとする。

(削る)

表 9－２１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長 技 師 B	－ －	<u>0.02</u> 0.08	<u>0.02人</u> 0.08人	

(削る)

(削る)

⑥－２２ 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表 9－２２により行うものとする。

表 9－２２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.24</u> <u>0.45</u>	<u>0.24人</u> <u>0.45人</u>	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.61</u> <u>1.22</u>	<u>0.61人</u> <u>1.22人</u>	

⑥－２１ 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表 9－２１－１又は表 9－２１－２により行うものとする。

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 9－２１－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長 技 師 B	－ －	<u>0.01</u> 0.08	<u>0.01人</u> 0.08人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 9－２１－２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長 技 師 B	－ －	0.01 0.08	0.01人 0.08人	

⑥－２２ 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表 9－２２により行うものとする。

表 9－２２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.10</u> <u>0.66</u>	<u>0.10人</u> <u>0.66人</u>	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.28</u> <u>1.70</u>	<u>0.28人</u> <u>1.70人</u>	

区分所有の 建 物	戸	130㎡程度	技 師 長 技 師 C	— —	0.07 0.25	0.07人 0.25人	
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.12</u> <u>0.28</u>	<u>0.12人</u> <u>0.28人</u>	

注 1・2 (略)

表 9－2 3 (略)

⑦ 補償金明細書の作成

補償金明細書の作成に要する直接人件費の積算は、表 1 0 により行うものとする。

表 1 0

<u>種 目</u>	<u>単 位</u>	<u>区 分</u>	<u>職 種</u>	<u>外 業</u>	<u>内 業</u>	<u>計</u>	<u>備 考</u>
<u>補償金明細表の 作成</u>	<u>権利者</u>	<u>二</u>	<u>技 師 長</u> <u>技 師 C</u>	<u>二</u> <u>二</u>	<u>0.02</u> <u>0.07</u>	<u>0.02人</u> <u>0.07人</u>	

注 補償金明細表の作成は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑧ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表 1 1 による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表 1 2 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正
× 表 2 の区分ごとの権利者数

区分所有の 建 物	戸	130㎡程度 <u>まで</u>	技 師 長 技 師 C	— —	0.07 0.25	0.07人 0.25人	
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技 師 長 技 師 C	— —	<u>0.09</u> <u>0.24</u>	<u>0.09人</u> <u>0.24人</u>	

注 1・2 (略)

表 9－2 3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

⑦ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表 1 0 による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表 1 1 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正
× 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分A)

表 1 1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	—	5.43	5.43人	
				—	3.06	3.06人	

(区分B)

表 1 2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	—	0.40	0.40人	
				—	0.35	0.35人	

注 本表の歩掛りは、表 2 の区分 B-ニ を基準としたものであり、表 2 の区分によ
つての補正を行うものとする。

⑨-1 公共用地交渉

公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者があるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。

区分Aの場合 直接人件費＝表 1 3-1～4 による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費＝表 1 4-1～4 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正 × 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分A)

表 1 3-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技 師 長	0.93	1.50	2.43人	
			技 師 C	0.93	2.07	3.00人	

(区分A)

表 1 0

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	—	3.51	3.51人	
				—	2.28	2.28人	

(区分B)

表 1 1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用 資料の作成等	権利者	B-ハ	技 師 長 技 師 C	—	0.23	0.23人	
				—	0.31	0.31人	

注 1 本表の歩掛りは、表 2 の区分 B-ハ を基準としたものであり、表 2 の区分によ
つての補正を行うものとする。

⑧ 公共用地交渉（費用負担説明）

公共用地交渉（費用負担説明）は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、②損失補償協議書の提示説明、③補償契約書の説明及び承諾にかかる公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費＝表 1 2-1～3 による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費＝表 1 3-1～3 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正 × 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分A-1)

表 1 2-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技 師 長	2.33	0.81	3.14人	
			技 師 C	2.33	0.81	3.14人	

(区分A)

表13-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	二	技 師 長 技 師 C	4.85 4.85	3.92 6.25	8.77人 11.10人	

(区分A)

表13-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.80 0.80	0.65 1.04	1.45人 1.84人	

(区分A)

表13-4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.81 0.81	0.30 1.09	1.11人 1.90人	

(区分B)

表14-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B-二	技 師 長 技 師 C	0.23 0.23	0.08 0.62	0.31人 0.85人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(新設)

-

(区分A-2)

表12-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (損失補償協議書の説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	4.32 4.32	0.81 0.81	5.13人 5.13人	

(区分A-3)

表12-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	4.32 4.32	0.81 0.81	5.13人 5.13人	

(区分B-1)

表13-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B-ハ	技 師 長 技 師 C	0.54 0.54	0.04 0.21	0.58人 0.75人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表 1 4 - 2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	B-ニ	技 師 長	0.81	0.43	1.24人	
			技 師 C	0.81	1.42	2.23人	

注 本表の歩掛は、第2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表 1 4 - 3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	B-ニ	技 師 長	0.13	0.07	0.20人	
			技 師 C	0.13	0.23	0.36人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表 1 4 - 4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ニ	技 師 長	0.13	0.03	0.16人	
			技 師 C	0.13	0.26	0.39人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応

権利者以外の関係者との軽微な対応は、公共用地交渉を行うに当たり、権利

(新設)

(区分B-2)

表 1 3 - 2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉 (損失補償協議書の説明)	権利者	B-ハ	技 師 長	0.72	0.08	0.80人	
			技 師 C	0.72	0.18	0.90人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B-3)

表 1 3 - 3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ハ	技 師 長	0.71	0.08	0.79人	
			技 師 C	0.71	0.18	0.89人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(新設)

者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 5 により行うものとする。

表 1 5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者以外の関係者との軽微な対応	回	二	技 師 A 技 師 C	0.11 0.11	0.08 0.08	0.19人 0.19人	

注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表 1 の区分を行わないものとする。

⑩ 移転履行状況等の確認

移転履行状況等の確認は、権利者と 県 との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう 権利者等に対し 移転履行状況等の 確認等 を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分 A の場合 直接人件費 = 表 1 6 による単価 × 権利者数

区分 B の場合 直接人件費 = 表 1 7 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正
× 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分 A)

表 1 6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の <u>確認等</u>	権利者	一	技 師 長 技 師 C	0.94 0.94	0.47 0.47	1.41人 1.41人	

(新設)

⑨ 移転履行状況等の確認

移転履行状況等の確認は、権利者と 国 との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう 権利者に対し 移転履行状況等の 確認 を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分 A の場合 直接人件費 = 表 1 4 による単価 × 権利者数

区分 B の場合 直接人件費 = 表 1 5 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正
× 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分 A)

表 1 4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の <u>確認</u>	権利者	一	技 師 長 技 師 C	0.54 0.54	二 二	0.54人 0.54人	

(区分B)

表1.7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の 確認等	権利者	B-二	技 師 長	0.14	0.07	0.21人	
			技 師 C	0.14	0.07	0.21人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑪ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表1.8による単価 × 関係機関数

表1.8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	—	技 師 長	0.21	0.13	0.34人	
			技 師 C	0.21	0.30	0.51人	

⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務 (略)

2) ～ 4) (略)

(3) ～ (4) (略)

(5) 設計等における数値の扱い

1) ・ 2) (略)

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、表1.9「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

(区分B)

表1.5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の 確認	権利者	B-ハ	技 師 長	0.08	二	0.08人	
			技 師 C	0.08	二	0.08人	

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑩ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表1.6による単価 × 関係機関数

表1.6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	—	技 師 長	0.54	0.06	0.60人	
			技 師 C	0.54	0.06	0.60人	

⑪ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務 (略)

2) ～ 4) (略)

(3) ～ (4) (略)

(5) 設計等における数値の扱い

1) ・ 2) (略)

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、表1.7「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

設計数量表示単位一覧表

表1.9

	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
①	打合せ協議		業 務	1	<u>中間打合せ一回当たり</u>
②	業務計画の策定		業 務	1	
③	現地踏査		<u>回</u>	1	
④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
⑤	<u>権利者</u> の特定		権利者	1	
⑥	補償額算定書の照合 (<u>⑥-8及び⑥-10</u> を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1	
<u>⑥-8</u>	補償額算定書の照合（立竹木）	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000m ² 未満の場合は、数位を10m ² とする。
<u>⑥-10</u>	補償額算定書の照合（墳墓等）	それぞれの 区分	m ²	1	
<u>⑦</u>	<u>補償金明細表の作成</u>		<u>権利者</u>	<u>1</u>	
<u>⑧</u>	<u>公共用地交渉用資料の作成等</u>	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
		<u>区分A</u> ①	<u>権利者</u>	<u>1</u>	

設計数量表示単位一覧表

表1.7

	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
①	打合せ協議		業 務	1	(新設)
②	業務計画の策定		業 務	1	
③	現地踏査		<u>業 務</u>	1	
④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
⑤	<u>関係権利者</u> の特定		権利者	1	
⑥	補償額算定書の照合 (<u>⑦及び⑧</u> を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1	
<u>⑦</u>	補償額算定書の照合（立竹木）	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000m ² 未満の場合は、数位を10m ² とする。
<u>⑧</u>	補償額算定書の照合（墳墓等）	それぞれの 区分	m ²	1	
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	
<u>⑨</u>	<u>公共用地交渉用資料等の作成</u>	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	

<u>⑨</u>	<u>公共用地交渉</u>	区分A ②	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分A ③	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分A ④	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B ①	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B ②	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B ③	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B ④	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		<u>軽微な関係 者対応等</u>	<u>回</u>	<u>1</u>	
<u>⑩</u>	移転履行状況等の <u>確認等</u>	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
<u>⑪</u>	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	

<u>⑩</u>	<u>公共用地交渉（費用負担説明）</u>	区分A－1	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分A－2	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分A－3	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B－1	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B－2	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		区分B－3	<u>権利者</u>	<u>1</u>	
		(新設)	(新設)	(新設)	
<u>⑪</u>	移転履行状況等の <u>確認</u>	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
<u>⑫</u>	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	

(6) (略)

(6) (略)

-